

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について
----	---------------------------

内容は別紙のとおり

【諮問】

第5条第2項第6号（本人外収集）

第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：都市計画部住宅課）

担当係 入居者係 担当者 丸尾

内線（4481）

事業の概要

事業名	区立住宅の管理運営
担当課	都市計画部住宅課
目的	区は、区立住宅からの暴力団員の排除について、警視庁と暴力団員の情報に関し、必要な情報の相互連絡を行う等、より緊密な連携を行うことにより、居住の安心・安全を確保し区立住宅の適正な管理運営をするため。
対象者	区立住宅への新規入居予定者、既存入居者
事業内容	<p>区立住宅における暴力団員の排除に関わる区立住宅管理条例の一部改正に伴い、区立住宅への新規入居予定者及び既存入居者について、「入居者（その同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと」を区立住宅の使用資格とする。</p> <p>そこで、暴力団員に関する情報については、区と警視庁の間で、「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」を取り交わし、新規入居予定者、既存入居者及び警察からの情報提供に関して、個人情報の取り扱いについて下記のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本人外収集</p> <p>(1)対象</p> <p style="padding-left: 2em;">新規入居予定者、 既存入居者のうち、同居許可・使用権承継許可の申請者(その同居者を含む。)及び暴力行為・犯罪事実等の類似行為を行った者、 警察からの情報提供</p> <p>(2)収集内容</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団員に該当することの有無</p> <p>2 外部提供</p> <p>(1)対象</p> <p style="padding-left: 2em;">新規入居予定者、 既存入居者のうち、同居許可・使用権承継許可の申請者(その同居者を含む。)及び暴力行為・犯罪事実等の類似行為を行った者。</p> <p>(2)提供内容</p> <p style="padding-left: 2em;">対象者の氏名・生年月日・性別・照会理由（のみ）</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、氏名、生年月日、性別で暴力団員に該当した者のみ、「住所」情報を再度提供し、再照合を行う。</p> <p>3 収集した個人情報の用途</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団員に該当する場合、新規入居予定者は、入居不許可とし、既存入居者のうち、同居許可・使用権承継許可の申請者(その同居者を含む。)は、それぞれの申請を不許可とする。また、緊急必要性（暴力行為・犯罪事実等の類似行為など）を考慮し、使用許可の取消し及び明渡し請求する。警察からの情報提供により判明した既存入居者についても、使用許可の取消し及び明渡し請求する。</p> <p>4 個人情報の管理</p> <p style="padding-left: 2em;">区は、警視庁から収集及び提供を受けた個人情報について、区立住宅の適正な管理運営の目的以外に活用しないことと、新宿区個人情報保護条例に基づき、関係文書の保守保管を徹底する。</p> <p style="padding-left: 2em;">警視庁は、区が提供した個人情報について、上記合意書の目的及び趣旨以外に活用しないことと、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、関係文書の保守保管を徹底する。</p>

件名 新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について

保有課(担当課)	住宅課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	1. 区立住宅入居者の公募業務 2. 区立住宅入居者の管理業務
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	1 収集の対象者の範囲 区立住宅への新規入居予定者及び既存入居者 2 収集する項目 新規入居予定者及び既存入居者(その同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当することの有無
収集の相手方(どこから収集するのか)	警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長
収集の目的	区は、区立住宅からの暴力団員の排除について、警視庁と暴力団員の情報に関し、必要な情報の相互連絡を行う等、より緊密な連携を行うことにより、居住の安心・安全を確保し区立住宅の適正な管理運営をするため。
本人からの直接収集しない理由等	1. 入居予定者及び既存入居者が暴力団員に該当するか否かは、警察の所管事項であり、区(住宅課)では把握が難しく、本人から収集することが難しいため。 2. 区(住宅課)からの働きかけなしに警察から提供される情報であり、本人から収集することが難しいため。
収集開始時期及び期間	新宿区立住宅管理条例の一部改正の施行後
備考	警察からの情報収集による暴力団員該当者については、当該入居予定者及び当該既存入居者に、住宅の入居許可、使用承継及び同居許可をしない旨を通知する。

件名 新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について

区保有情報		外部提供先及び提供情報	
保有課(担当課)	住宅課	提供先	警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長
登録業務の名称	入居者資格情報	提供先業務の名称	
情報はどのような媒体に記録されているか	紙 住宅課専用PC(外部接続なし)	情報はどのような媒体で提供されるのか	電磁的媒体(FD)
登録業務で保有している情報項目は何か	入居者の氏名、性別、年齢、生年月日、続柄、住所、国籍、電話番号、団地名、団地住所、部屋番号、入居日、勤務先名称、勤務先電話番号、総所得金額、総控除額、家族の扶養区分、住宅使用料、共益費、敷金、金融機関口座、保証人の氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号	左欄のうち提供される情報項目	1. 入居予定者 氏名、生年月日、性別 2. 既存入居者 氏名、生年月日、性別、照会理由 ただし、氏名、生年月日、性別で暴力団員に該当した者のみ、「住所」情報を再度提供し、再度照合を行う。
何のために保有しているのか	区立住宅の管理を適正に運営するため	何のために提供を希望するのか	区は、区立住宅からの暴力団員の排除について、警視庁と暴力団員の情報に関し、必要な情報の相互連絡を行う等、より緊密な連携を行うことにより、居住の安心・安全を確保し区立住宅の適正な管理運営をするため。
提供に当たっての区としての情報保護対策は何か	合意書で区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないことを締結している。 電磁的媒体(FD)を開くには、パスワードを入力しなければならない。 関係文書の保守保管の徹底について新宿区個人情報保護条例に規定している。	提供先としての情報保護対策は何か	合意書で区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないことを締結している。 電磁的媒体(FD)を複製せず、関係文書は1年保存とし、必要がなくなった場合は速やかに廃棄とする。 関係文書の保守保管の徹底に関し東京都個人情報の保護に関する条例に規定している。
緊急時の提供の場合における本人通知の状況	*****	外部提供の時期	新宿区立住宅管理条例の一部改正の施行後

新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書

新宿区立住宅（以下「区立住宅」という。）からの暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の排除を新宿区が推進するため、新宿区（以下「甲」という。）と警視庁〔組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長（以下「乙」という。）〕は、相互の連携協力について、下記のとおり合意する。

記

1 暴力団員に関する情報の照会について

- (1) 甲は、区立住宅の使用・同居・使用承継の申請者（同居する者を含む。）及び既入居者（同居する者を含む。）（以下「使用申込者等」という。）が暴力団員であると疑われる場合において、暴力団該当性を確認することが困難なときには、乙に対し別記様式第1により照会することができるものとする。
- (2) 乙は、前（1）の照会を受けた場合において、区立住宅の適正な管理のために暴力団該当性についての情報を提供することが必要不可欠であると認めるときには、当該使用申込者等が暴力団員であるか否かについて、甲に対し、別記様式第2により回答するものとする。
- (3) 乙は、暴力団員が区立住宅に居住していることを把握した場合には、甲に対し別記様式3により情報提供することができるものとする。

2 適正な情報管理について

- (1) 甲は、本合意書に基づく暴力団に関する情報の照会に当たり、個人情報については、新宿区個人情報保護条例（平成17年3月新宿区条例第5号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとする。
- (2) 乙は、区立住宅等からの暴力団排除に係る個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとする。

3 警察官の支援について

(1) 甲は、区立住宅からの暴力団排除に関し、警察官の支援を求める必要がある場合には、別記様式第4により、乙、区立住宅の所在地を管轄する警察署長及び新宿区役所の所在地を管轄する警察署長に対し支援を要請することができる。

(2) 乙並びに警察署長はこれに基づき、必要な支援を行うものとする。

4 相互協力について

区立住宅からの暴力団排除を推進するに当たり、甲と乙は積極的に協力するものとする。

5 その他

(1) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議して決定するものとする。

(2) 上記合意事項の証として本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

6 施行日

この合意書は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

新宿区長

警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長

第 号

平成 年 月 日

1 年 保 存

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長 殿

新宿区長

新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書に基づく照会について

「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」1 暴力団員に関する情報の照会（1）に基づき、別添データに記載された者が、新宿区立住宅管理条例第 7 条第 1 項第 7 号に規定する「暴力団員」に該当する事由の有無について照会します。

なお、別添電子データについては、複写することなく返却願います。

注 1 適用される条例及び規定について、正確に記載すること。

注 2 用紙の大きさは日本工業規格 A 4

別添電子データ様式 1

番号	氏 名		生年月日				性別	照会理由等
	フリガナ	漢字	年号	年	月	日		

別添電子データ様式1

番号	氏名		生年月日				性別	照会理由等
	フリガナ	漢字	年号	年	月	日		

別添電子データ様式 2

番号	氏 名		生年月日				性別	住所
	フリガナ	漢字	年号	年	月	日		

第 号

平成 年 月 日

1 年 保 存

新宿区長 殿

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長

新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書に基づく回答について

「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」1 暴力団員に関する情報の照会（1）に基づき、 年 月 日付け 第 号により照会を求められた件について、「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」1 暴力団員に関する情報の照会（2）に基づき、下記の者が、新宿区立住宅管理条例第 7 条第 1 項第 7 号に規定する「暴力団員」に該当することを、下記のとおり回答します。

記

注 1 適用される条例及び規定について、正確に記載すること。

注 2 用紙の大きさは日本工業規格 A 4

第 号

平成 年 月 日

1 年 保 存

新宿区長 殿

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長

新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書に基づく情報提供について

「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」1 暴力団員に関する情報の照会（3）に基づき、下記の者が、新宿区立住宅管理条例第7条第1項第7号に規定する「暴力団員」に該当することを、下記のとおり情報提供します。

記

注1 適用される条例及び規定について、正確に記載すること。

注2 用紙の大きさは日本工業規格A4

第 号

平成 年 月 日

1 年 保 存

警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長 殿

警視庁 警察署長 殿

新宿区長

支援要請について

新宿区立住宅からの暴力団排除に関し、下記により警察の支援を要請します。

記

注 1 適用される条例及び規定について、正確に記載すること。

注 2 用紙の大きさは日本工業規格 A 4

「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」に基づく連携の実施にかかるガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、新宿区（以下「区」という。）と警視庁との間で締結された「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）」に基づく連携を実施する上で取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 区と警視庁との相互連携の目的

国の「公営住宅における不法行為等の防止に関する調査」の結果、全国的に暴力団員による不法行為等が多発していることが判明した状況を踏まえ、区と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、区と警察がより緊密な連携を行うことによって、新宿区立住宅（以下「区立住宅」という。）の入居者等の安全確保及び区立住宅制度への信頼を確保し、区立住宅の適正な管理運営を効果的に推進することを目的とする。

具体的には、使用申込者等が暴力団員に該当するか否かを調査することで、区は暴力団員の区立住宅への新規入居の防止及び区立住宅からの暴力団員の排除ができるようにする。また、警視庁からの情報提供を受けることで区立住宅からの暴力団員の排除ができるようにする。

3 適用範囲

このガイドラインは、区立住宅に適用するものとする。

4 個人情報の照会の対象者

使用申込者等のうち、次の各号に掲げる者とする。ただし、18歳未満の者及び女性並びに80歳以上の者を除く。

(1) 区から警視庁へ照会する対象者

区立住宅の使用申請者（同居する者を含む。）のうち、暴力団員に該当するか否か以外の資格要件を満たしている者

区立住宅同居申請者（同居する者を含む。）のうち、暴力団員に該当するか否か以外の資格要件を満たしている者

区立住宅使用権承継申請者（同居する者を含む。）のうち、暴力団員に該当するか否か以外の資格要件を満たしている者

(2) 合意書1(1)の暴力団員であると疑われる場合とは次に掲げるものとする。

ア 暴力団の組の看板や紋章等が玄関にある。

イ 事件があつて警察関係者による聞き込みがあつた。

ウ 暴力団員らしき人間（刺青がある）の出入りがある。

エ 当該入居者に刺青がある。

オ 当該入居者が暴力団員である旨を言い、近隣住民を恫喝している。

(3) 警視庁から区へ情報提供される対象者

警視庁が、区立住宅に居住していることを把握した暴力団員

5 区の役割

(1) 区は、上記4に掲げた対象者に関し、警視庁に暴力団員に該当するか否かの照会を行うものとする。

(2) 区は、区立住宅からの暴力団排除に関し、必要に応じて警視庁と協力して対策を講ずるものとする。

6 個人情報の提供先

区は、上記4(1)に掲げた対象者が暴力団員に該当するか否かを調査する必要がある場合には、警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長に対し、個人情報を提供するものとする。

7 情報提供の範囲

情報提供の範囲は、次のとおりとする。

(1) 区から警視庁への情報提供の範囲

上記4(1)の対象者の氏名、生年月日、性別、照会理由（新規入居予定者を除く。）
の情報で暴力団員に該当した場合のみ、当該対象者の住所

(2) 警視庁から区への情報提供の範囲

上記4(2)の対象者の住所、氏名、生年月日、性別、区立住宅名

8 連絡担当者

(1) 区の連絡担当者は、新宿区都市計画部住宅課長（以下「住宅課長」という。）とする。ただし、住宅課長は、区立住宅管理係長又は同係主査等を連絡担当者として指定することができる。

(2) 警視庁の連絡担当者は、組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長又は同課長代理及び同課暴対企画係主査とする。

9 情報提供方法

(1) 区の連絡担当者は、面接により警視庁の連絡担当者へ合意書に基づく様式により、上記7(1)を照会用電子データとしてフロッピーディスク（FD）で情報提供し、そのフロッピーディスク（FD）の返却時も同様とする。また、上記7(1)の照会についても、照会用電子データとしてフロッピーディスク（FD）で情報提供し、そのフロッピーディスク（FD）の返却時も同様とする。

なお、このデータは、フロッピーディスク（FD）に「エクセル」で入力した上で、「パスワード」により開くことができるようにし、別途「パスワード」はFAXで警視庁の連絡担当者へ通知するものとする。

(2) 警視庁の連絡担当者は、面接により区立住宅の連絡担当者に情報提供するものとする。

10 区における個人情報の適正管理

個人情報については、次の各号のとおりとする。

(1) 4(1)の場合、区立住宅への入居不可とする根拠として使用するものとする。

(2) 4(1)の場合、申請を不許可とし、改正条例に基づき、使用許可の取消し及び明渡し請求をする根拠として使用するものとする。

(3) 4(1)の場合、改正条例に基づき、使用許可の取消し及び明渡し請求をする根拠として使用するものとする。

(4) 4(2)の場合、改正条例に基づき、使用許可の取消し及び明渡し請求をする根拠として使用するものとする。

(5) 警視庁から提供された個人情報については、紙ベースでの文書收受し、文書保存規定に基づいて保存年度まで保存するものとする。保存期限の経過後は、文書保存規定に基づいて廃棄処分するものとする。

また、警視庁から提供された個人情報については、複写又は電子計算組織に記録しない。

(6) 警視庁への照会用電子データ（FD）は、警視庁から返却後、内容を消去し保存しないものとする。

(7) 区の他部署や区立住宅の自治会等への情報提供はしたりしない。

(8) 上記(5)で作成した文書は、安全に配慮し、施錠のあるロッカー等に保管する。

11 警視庁から区へ情報提供された場合の区への対応

警視庁から区へ情報提供された場合の情報の場合は、区立住宅条例に基づき、使用許可の取消し及び明渡し請求をするものとする。

12 区が支援を求める警察署

区は、区立住宅からの暴力団排除に関し、警察官の支援を求める必要がある場合には、警視庁、区立住宅の所在地を管轄する警察署長及び新宿区役所の所在地を管轄する警察署長に対し支援を要請するものとする。

13 その他

- (1) 住宅課長は、住宅課職員に個人情報の提供の趣旨を周知徹底し、住宅課長の指導の下、同職員が協力し、暴力団員情報の相互連携を適切に運用できる体制を確立するものとする。
- (2) 暴力団員情報の相互連携を円滑に実施するため、区と警視庁は必要に応じて協議を行うものとする。
- (3) 住宅課長は、上記 10(5)の個人情報については、安全保護に配慮し、施錠のあるロッカー等に保管する。また、この個人情報は複写せず、保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄するものとする。
- (4) 警視庁は、区からの照会を受けた個人情報について、文書保存規定に基づいて1年保存し、保存期限終了後は文書廃棄処分するものとする。また、区立住宅等からの暴力団排除に係る個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとする。